

個人7

お  
受  
付

令和 4 年 8 月 24 日  
午前・午後 9 時 02 分

一般質問（代表 個人） 通告書

令和 4 年 8 月 24 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 秋田 さとし

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 9 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 2 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとの一問一答
<input checked="" type="radio"/>	1 回目から 質問事項（大項目）ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 No. <u>1</u>	市民の方への情報伝達について
要 旨	<p>時代の変化と共に市民の皆様の情報を得る方法は変わってきていると感じます。昔からの紙媒体での情報収集、リアルタイムで情報を得ることができるインターネットでの情報収集。インターネット上での情報収集も日進月歩です。数々のアプリケーションも開発されています。情報を提供する側は、情報を受け取る側が、どのような方法が良いか模索する時代になりました。今後、本市がどのように考えているのかお伺いします。</p> <p>(1) 市の情報発信手段について</p> <p>ア 広報おわりあさひについて</p> <p>イ ホームページについて</p> <p>ウ SNS (LINE) について</p> <p>(2) 防災行政無線について</p> <p>ア 防災行政無線の役割について</p> <p>イ 防災行政無線の活用について</p> <p>(3) 正午のチャイムと午後5時に流れる音楽「ふるさと」について</p> <p>ア 放送することになった経緯について</p> <p>イ 季節ごとに変更することについて</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

